

# 春日井市の要介護認定状況及び 春日井市介護認定審査会審査判定等 実施状況

春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課

1

## 春日井市の要介護認定状況

2

## 春日井市の人口（R7年10月1日時点）

総数：305,232人

15歳未満：37,142人（12.17%）

15～64歳：188,169人（61.65%）

65歳以上：79,921人（26.18%）

前回（R6.4.1）より、  
人口総数：1,191人減少  
15歳未満：1,464人減少  
↓  
少子化進行

## 愛知県の人口（R7年10月1日時点）

総数：7,453,803人

15歳未満：886,516人（11.9%）

15～64歳：4,635,968人（62.2%）

65歳以上：1,931,319人（25.9%）

※春日井市ホームページ  
愛知県ホームページ より引用

3

## 春日井市の高齢者人口の推移

（各年10月1日）（人）

		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者人口	65～74歳 （前期高齢者）	36,079	33,651	31,637	30,253
	75歳以上 （後期高齢者）	44,307	45,516	48,431	49,668
	合計 （65歳以上）	80,386	80,167	80,068	79,921

 増加

## 春日井市の認定者数と認定率

（各年3月）（人）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
第1号被保険者の認定者数 （人）	13,806	14,108	14,743	14,893
認定率（%）	17.1	17.6	18.4	19.0

※春日井市ホームページ  
愛知県要介護認定の状況 愛知県福祉局高齢福祉課 より引用

4

## 受給者の状況（第1号被保険者）

R7.3月サービス利用分

	被保険者	認定者数		受給者数		認定のみ	
		人	率	人	率	人	率
春日井市	80,017	15,166	19.0%	13,306	16.6%	1,860	2.3%
愛知県	1,901,559	347,452	18.3%	306,232	16.1%	41,220	2.2%

認定者のうち受給者の割合  
 春日井市 87.7%  
 愛知県 88.1%

→

認定を持っている方のうち、  
 サービスを使っている方の割合  
 は愛知県と大きく差はない。

※愛知県要介護認定の状況 愛知県福祉局高齢福祉課 より引用

5

## 第1号被保険者の要介護度別認定率

(令和7年3月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率
春日井市	3.7%	2.9%	3.5%	3.0%	2.3%	2.1%	1.4%	19.0%
愛知県	2.7%	3.3%	3.4%	3.0%	2.4%	2.2%	1.3%	18.3%
全国	2.9%	2.8%	4.1%	3.3%	2.6%	2.5%	1.6%	19.7%

愛知県と比較すると、春日井市は要支援1の認定率がやや高く、要支援2の認定率はやや低いが、その他は大きく差はない。

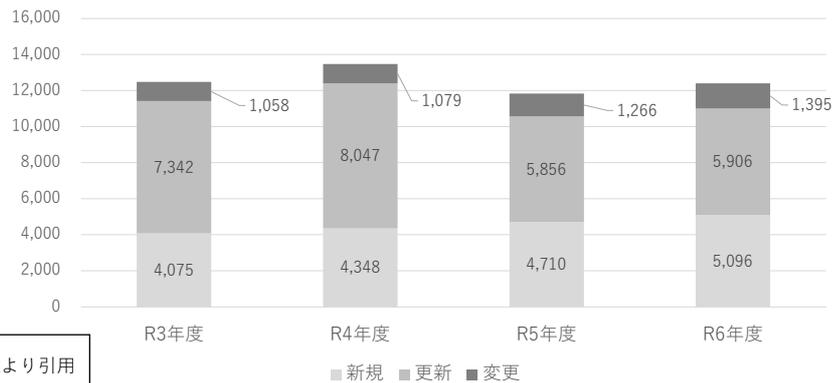
※愛知県要介護認定の状況 愛知県福祉局高齢福祉課 より引用

6

## 申請件数の推移

※令和3年4月1日より有効期間の範囲の拡大

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（4～9月）
新規	4,075	4,348	4,710	5,096	2,538
更新	7,342	8,047	5,856※	5,906	2,948
変更	1,058	1,079	1,266	1,395	701
合計	12,475	13,474	11,832	12,397	6,187



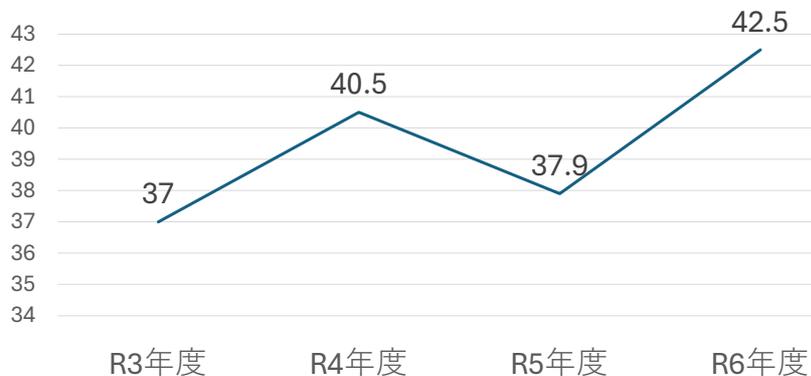
※月報 春日井市介護・高齢福祉課より引用

7

## 申請からの平均日数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認定調査	17	23.1	16.0	17.9
主治医意見書	18.7	21.0	21.4	22.9
二次判定	37	40.5	37.9	42.5

申請から二次判定までの平均日数



愛知県（令和6年度申請基準）  
 認定調査まで  
 →16.1日  
 主治医意見書入手まで  
 →20.3日  
 二次判定まで  
 →39.5日

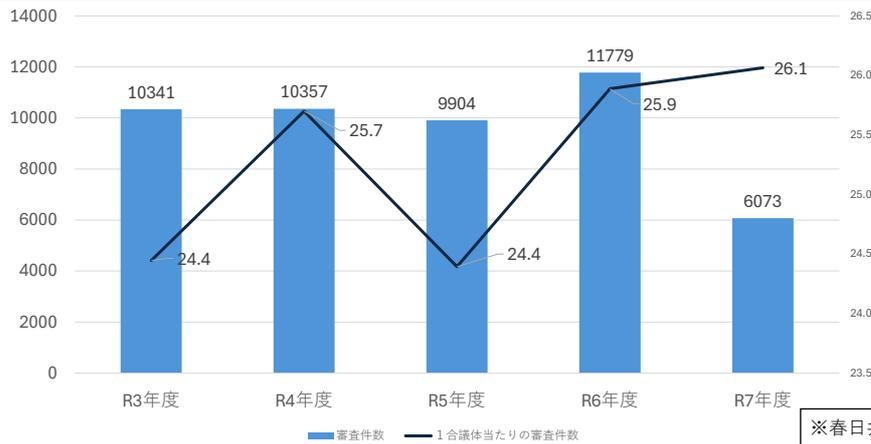
※愛知県要介護認定の状況  
 愛知県福祉局高齢福祉課 より引用

8

## 1合議体当たりの平均審査件数

(R7年度は4～9月)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
審査件数	10341	10357	9904	11779	6073
審査会開催数	423	403	406	455	233
1合議体当たりの審査件数	24.4	25.7	24.4	25.9	26.1



※春日井市介護・高齢福祉課 月報 より引用

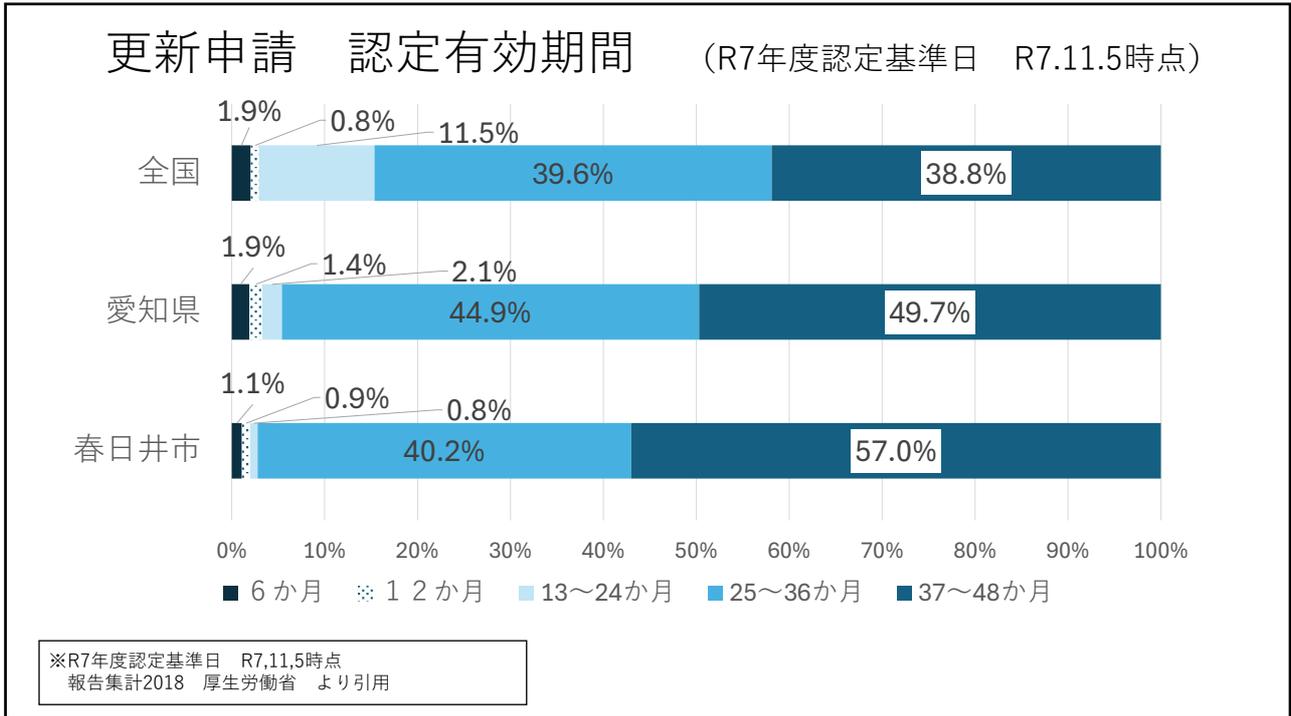
9

## 二次判定結果区分（審査件数）の推移

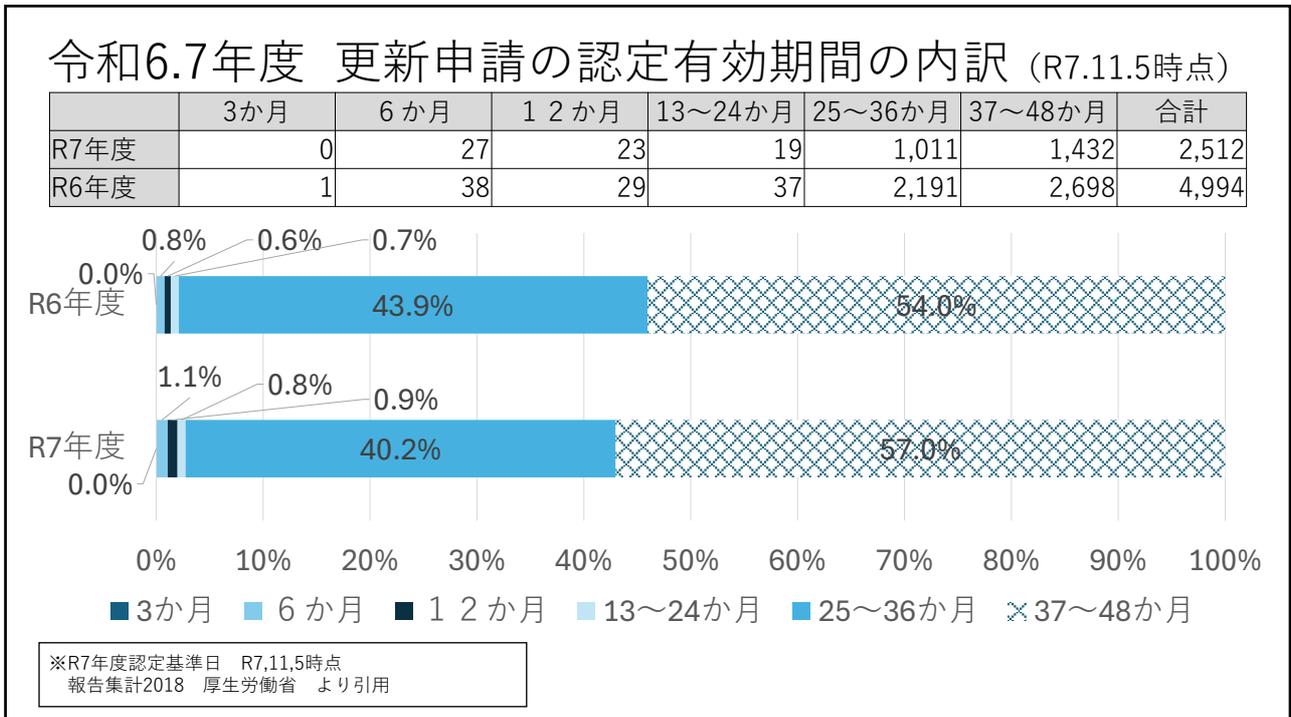
	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
非該当	99	1.0%	125	1.2%	142	1.4%	232	2.0%
要支援1	1,668	16.1%	1,707	16.5%	1,701	17.2%	2,117	18.0%
要支援2	1,397	13.5%	1,456	14.1%	1,352	13.7%	1,721	14.6%
要介護1	1,907	18.4%	1,915	18.5%	1,696	17.1%	2,089	17.7%
要介護2	1,784	17.3%	1,691	16.3%	1,567	15.8%	1,723	14.6%
要介護3	1,305	12.6%	1,240	12.0%	1,066	10.8%	1,341	11.4%
要介護4	1,330	12.9%	1,273	12.3%	1,323	13.4%	1,449	12.3%
要介護5	851	8.2%	950	9.2%	1,057	10.7%	1,107	9.4%
合計	10,341	100.0%	10,357	100.0%	9,904	100.0%	11,779	100.0%

※春日井市介護・高齢福祉課 月報 より引用

10



11



12

※審査会新任委員説明会資料より

## STEP3 介護認定審査会として付する意見

テキストP30

## 有効期間の設定

**現在の状態がどの程度続くか**という判断に基づき、原則より短く又は長くすることが可能

申請区分等		原則の認定有効期間	認定可能な認定有効期間の範囲
新規申請・介護申請(※)		6か月	3か月～12か月
区分変更申請		6か月	3か月～12か月
更新申請	前回と異なる要介護度になった場合	12か月	3か月～36か月
	前回と同じ要介護度になった場合	12か月	3か月～48か月

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定で「状態不安定」として「要介護1」としたときは、6か月以内に設定することが適当  
 (※)「介護申請」とは、要支援の認定のある者が、状態悪化等により要介護の認定をとることを目指して行う申請であり、新規申請と同様に扱われます。

13

※審査会新任委員説明会資料より

## STEP3:介護認定審査会として付する意見

テキストP30～31

## 有効期間の設定（原則より長期間に定める例）

認定有効期間を原則より長期間に定めるのは、原則の有効期間よりも長期間にわたり現状の要介護状態区分が変化しないと考えられる場合で、以下の状況が該当しますので参考にしてください。

- ◇審査対象者の身体上または精神上的の生活機能低下の程度が安定していると考えられる場合
- ◇長期間にわたり、審査判定時の状況が変化しないと考えられる場合  
 （重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間現状が継続すると見込まれる場合を判断する）
- ◇その他、介護認定審査会が特に必要と認める場合

14

※審査会新任委員説明会資料より

## STEP3:介護認定審査会として付する意見

テキストP30～31

有効期間の設定（原則より短期間に定める例）

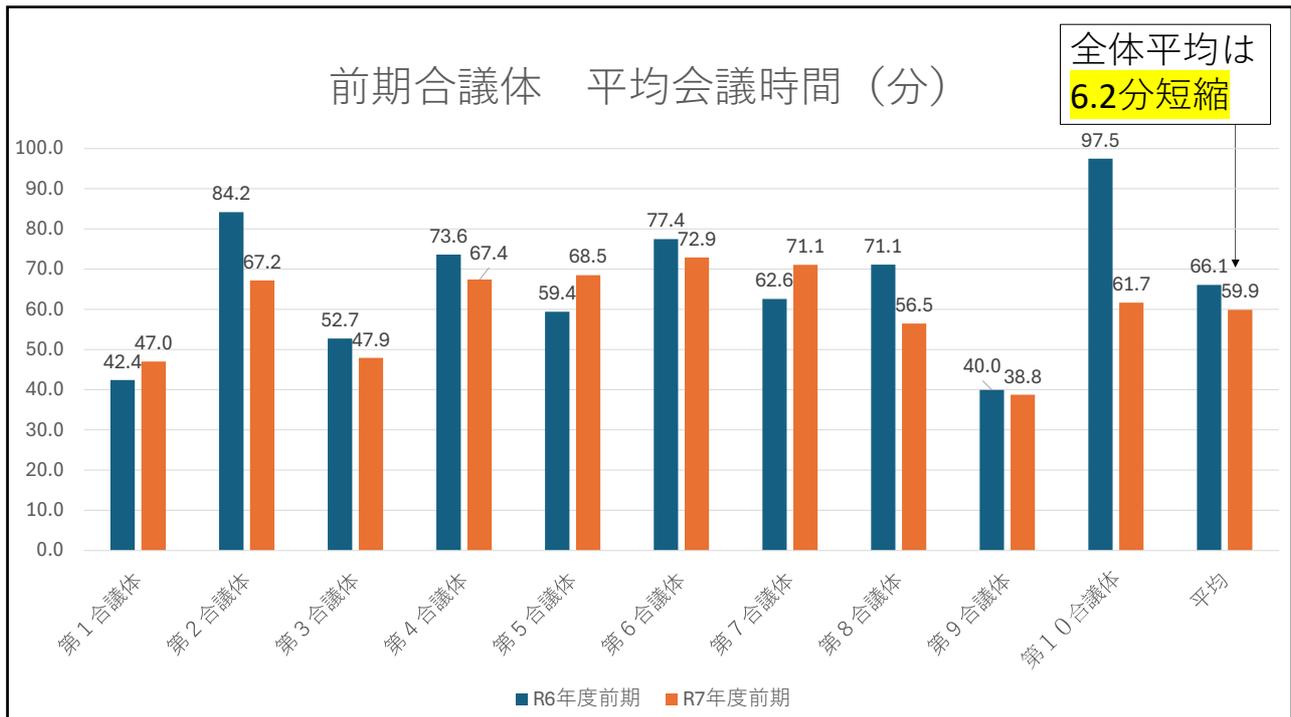
認定有効期間を原則より短期間に定めるのは、原則の有効期間が満了する前に現在の要介護状態区分が変化すると考えられる場合で、以下の状況が該当しますので参考してください。

- ◇審査対象者の身体上または精神上的の障害の程度が6か月以内（12か月）において変動しやすい状態にあると考えられる場合  
（状態の維持・改善可能性にかかる審査判定で「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」とし、要介護1と判定したものはこれに当たり、有効期間を6か月以内に設定します。）
- ◇入院中であるが、退院し在宅で介護を受ける予定がある、近いうちに施設入所の予定がある等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化する可能性がある場合
- ◇その他、介護認定審査会が特に必要と認める場合

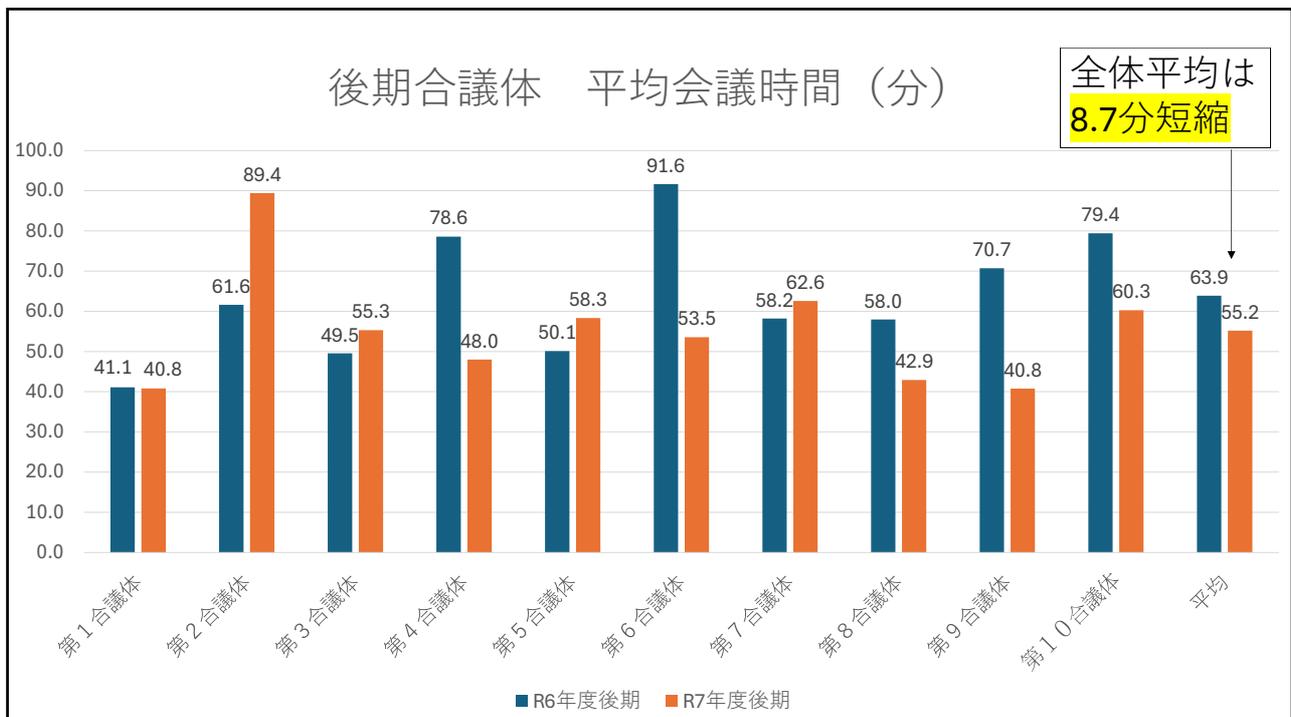
15

# 春日井市介護認定審査会 審査判定等実施状況

16



17



18

二次判定での一次判定変更率（令和6年度）

	重度変更	変更なし	軽度変更
春日井市	11.3%	88.6%	0.1%
愛知県	4.5%	95.1%	0.4%
全国	7.7%	91.7%	0.6%

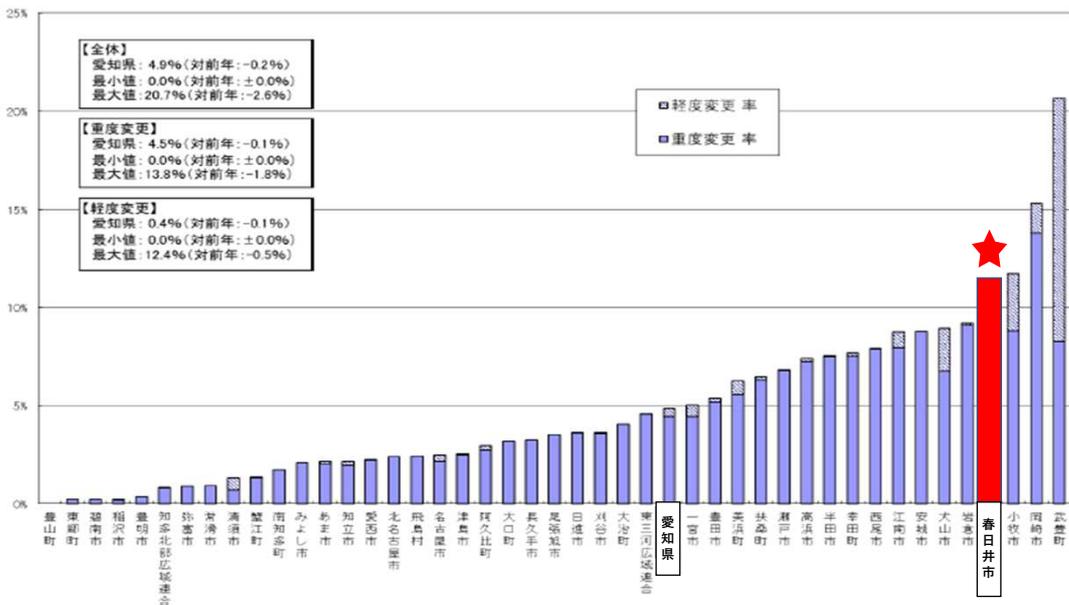
R6年度、春日井市は、愛知県・全国と比較して、重度変更率が高い

※愛知県要介護認定の状況 愛知県福祉局高齢福祉課 より引用

19

保険者別二次判定での一次判定変更率

令和6年度認定基準日



※愛知県要介護認定の状況 愛知県福祉局高齢福祉課 より引用

20

## 春日井市の二次判定での一次判定変更率推移

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
重度変更	16.2%	14.4%	15.6%	11.3%
変更なし	83.7%	85.6%	84.3%	88.6%
軽度変更	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%

重度変更率は令和3年度から令和6年度まで低下している

※愛知県要介護認定の状況 愛知県福祉局高齢福祉課 より引用

21

## 2 愛知県 高齢福祉課 担当者に確認

※令和6年度春日井市介護認定審査会連絡会議資料より

### Q3 重度変更に関与できる調査項目について

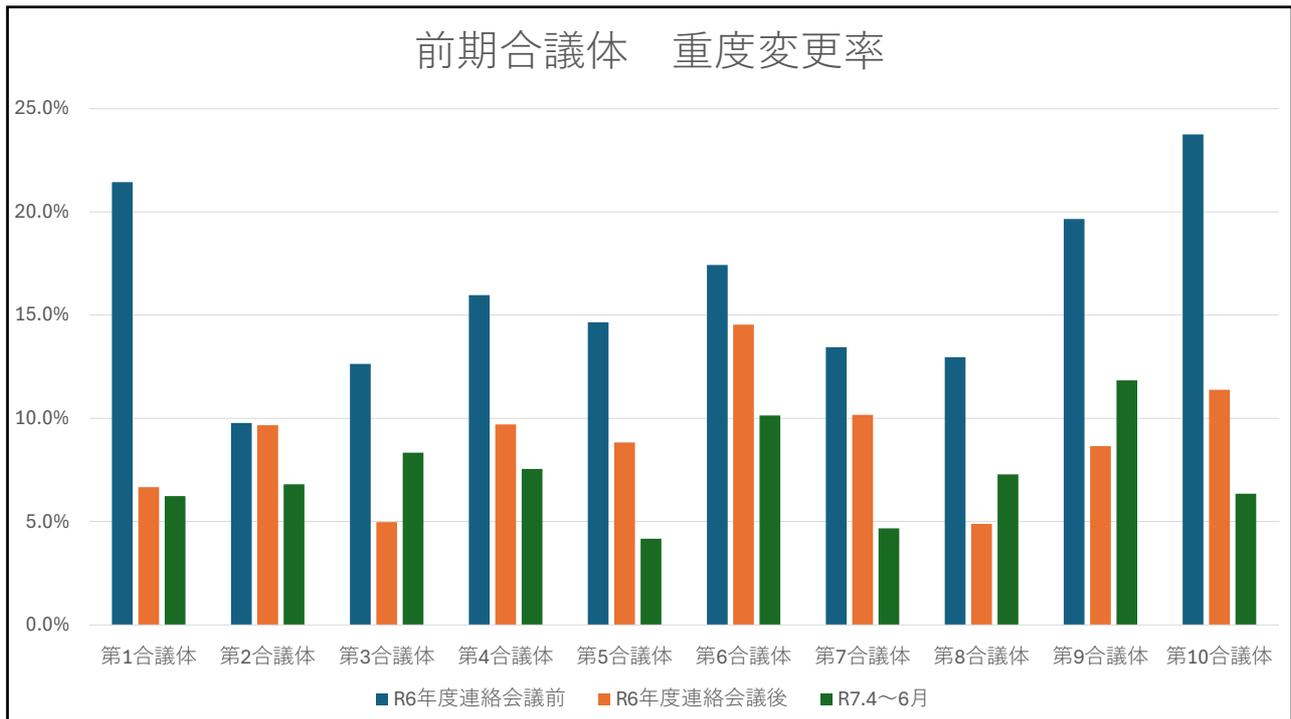
・認定調査の一次判定に反映されていない介護の手間を取り、要介護認定等基準時間を基に区分変更の必要があるかを考えてください。

・介護の手間が記載していない項目を重度変更としては取ることはできません。

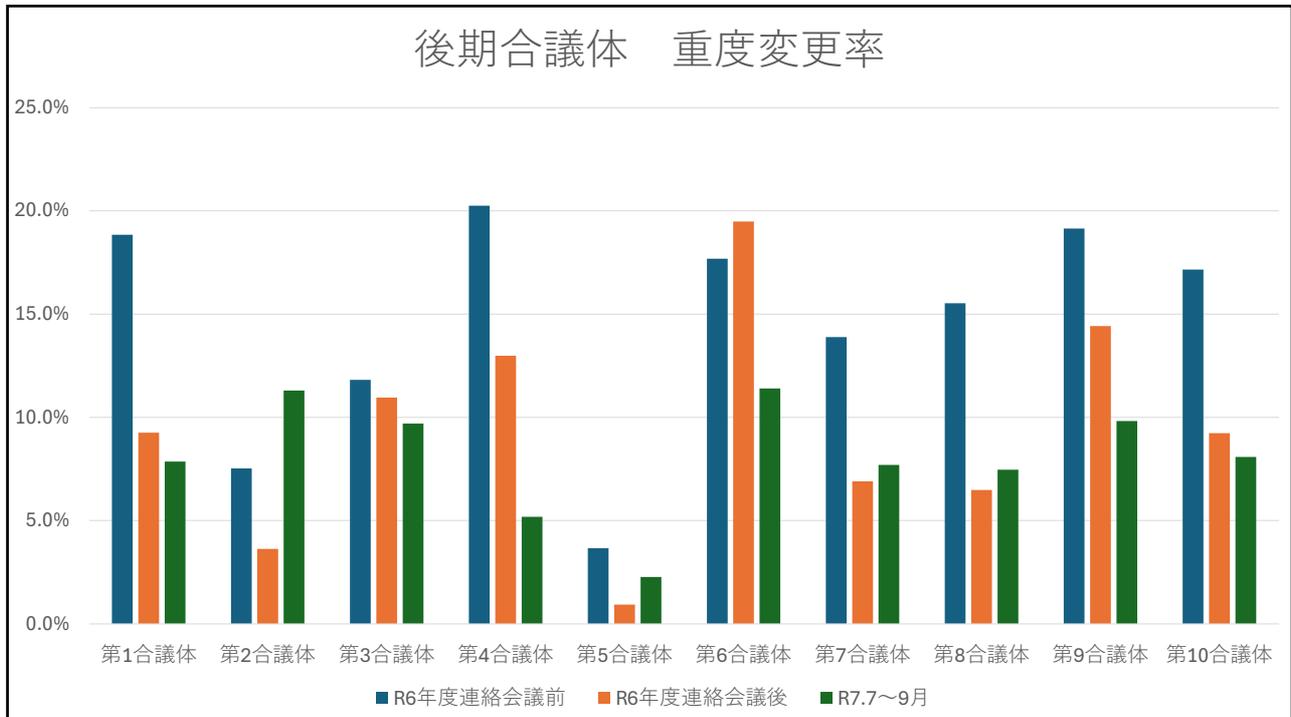
・記載のない介護の手間を推測することは不適切であるため、具体的に記載されている項目を変更理由としてほしい。

(重度変更により、自己負担額が高額になる等本人に不利益になることがあることをご承知おさください。)

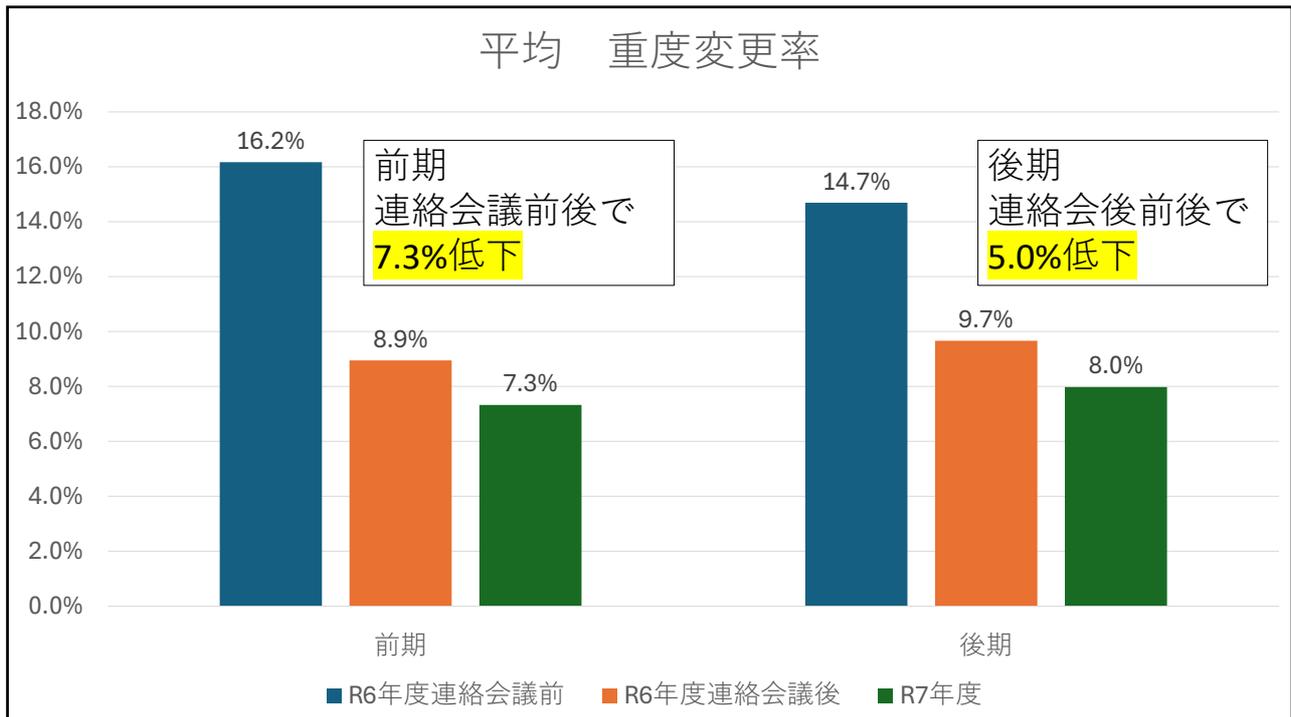
22



23



24



25

二次判定での一次判定変更率（令和6年度）

	重度変更	変更なし	軽度変更
春日井市	11.3%	88.6%	0.1%
愛知県	4.5%	95.1%	0.4%
全国	7.7%	91.7%	0.6%

R7年度  
前期 7.3%  
後期 8.0%

令和7年度の春日井市の平均重度変更率は全国の重度変更率に近づいている

※愛知県要介護認定の状況 愛知県福祉局高齢福祉課 より引用

26

## 2 愛知県 高齢福祉課 担当者に確認

※令和6年度春日井市介護認定審査会連絡会議資料より

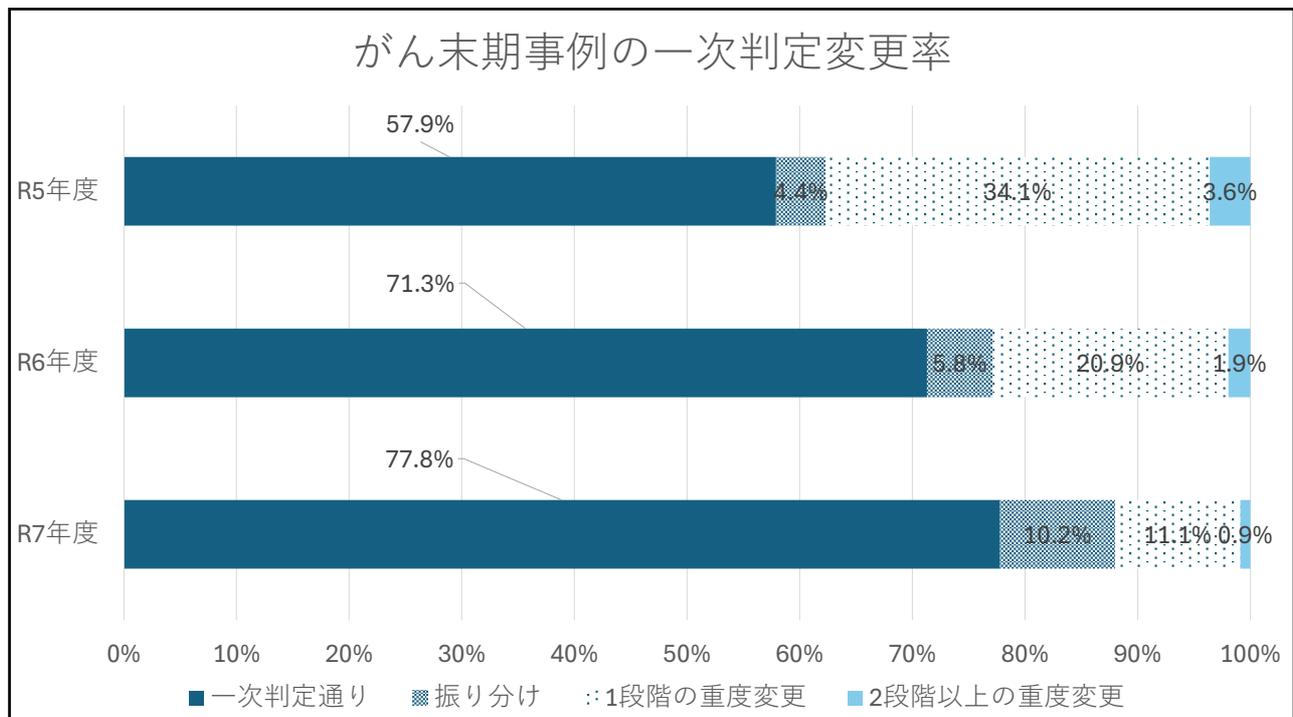
### Q1 がん末期事例の審査判定について 何を重要に考えますか。

がん末期に関わらず、審査判定は、  
認定調査の特記事項及び主治医意見書から  
**具体的な介護の手間**で判断します。

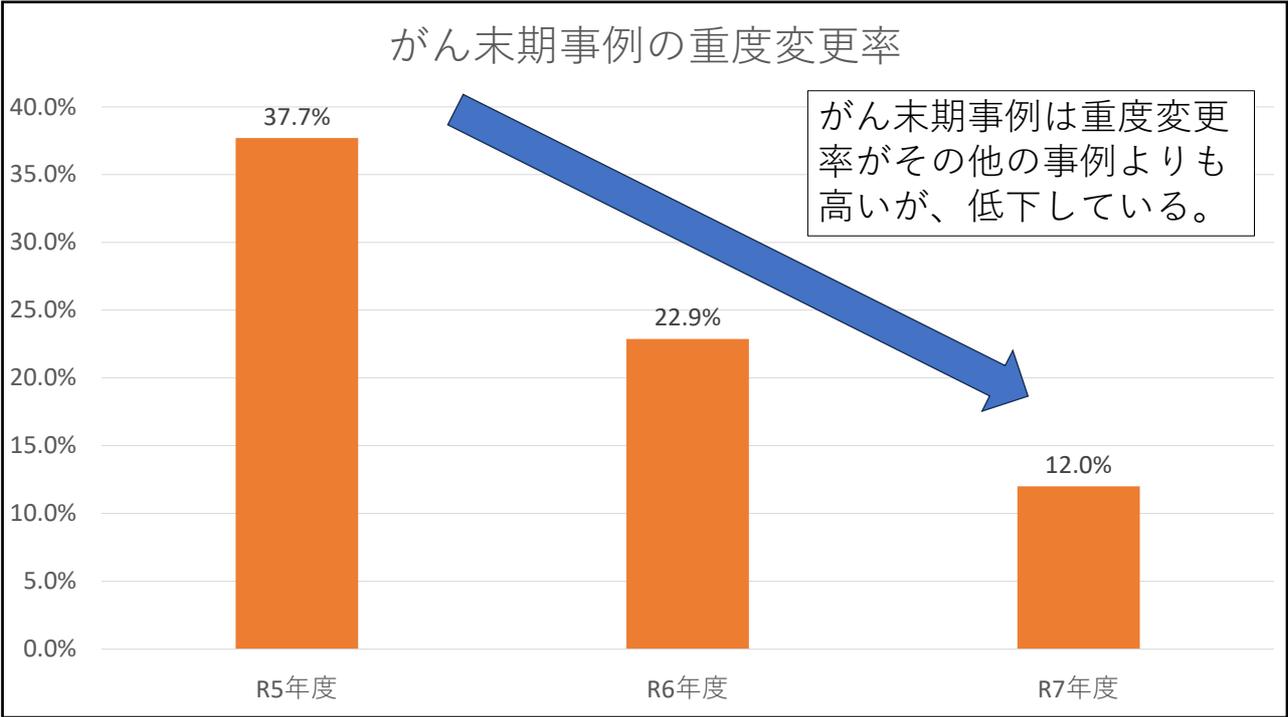
(介護認定審査会委員テキスト2009 改訂版P21～)

**現状判断**

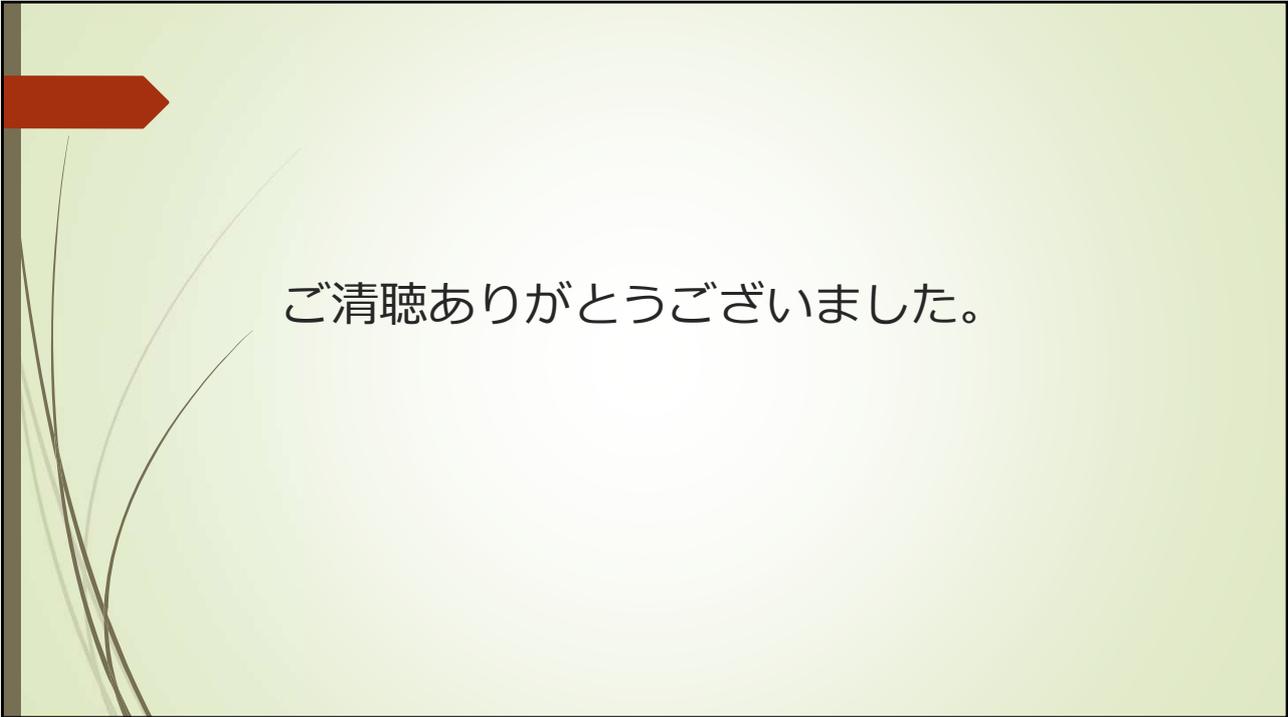
27



28



29



30